

資料 2—2 1 那須町被災宅地危険度判定実施要綱

○那須町被災宅地危険度判定実施要綱

平成18年12月28日

訓令第7号

改正 平成19年5月22日訓令第5号

平成23年3月25日訓令第3号

令和2年9月23日訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱(平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。)第7条の規定に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 この訓令において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(危険度判定の実施主体)

第3条 危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て町が主体的に実施するものとする。

2 県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が本町を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(危険度判定の実施体制の整備)

第4条 町長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を那須町地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設課を危険度判定所管課とし、建設課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 建設課長は、建設課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の技術系職員で登録の要件を満たすものを宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

4 建設課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 建設課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

資料 2—2 1 那須町被災宅地危険度判定実施要綱

(危険度判定実施の決定)

第5条 町災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部(県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課)に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、建設課に実施本部を設置するものとする。

2 実施本部長には、建設課長の職にある者をもって充てる。

3 実施本部は判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

4 実施本部は判定実施に当たって、宅地危険度判定実施計画書を作成するものとする。

5 実施本部は危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 危険度判定実施に必要な拠点(以下「危険度判定拠点」という。)の確保

(2) 現地危険度判定拠点との連絡調整

(3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供

(4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知

(5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保

(6) 危険度判定活動に必要な物資の確保

(7) その他の現地での判定活動の補完作業

6 実施本部における役割分担及び業務内容は、別に定めるものとする。

(危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順)

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するものとする。

2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。

(県への支援要請、判定の実施体制等)

第8条 町災害対策本部は、危険度判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班(県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課)に対して支援要請を行うものとする。

2 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

資料 2—2 1 那須町被災宅地危険度判定実施要綱

(宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等)

第9条 町職員以外の宅地判定士及び判定調整員の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援等)

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(危険度判定活動時における安全及び補償等)

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動若しくは危険度判定の訓練活動において、職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から適用する。

附 則(平成19年5月22日訓令第5号)

この訓令は、告示の日から適用する。

附 則(平成23年3月25日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(令和2年9月23日訓令第3号)

この訓令は、告示の日から適用する。